

議案第38号

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備  
に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成24年 6月12日 提 出

守谷市長 会 田 真 一

平成 年 月 日 原案 決

住民基本台帳法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(守谷市印鑑条例の一部改正)

第1条 守谷市印鑑条例(昭和52年守谷町条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次の各号に定めるもの」を「住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「法」という。)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されている者」に改め、同項各号を削る。

第4条第3項第3号中「氏名」の次に「(外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同項中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

第11条第1項中「印鑑登録者が」及び「届出若しくは申請又は職権により当該登録に係る」を削り、同項第4号中「又は名」の次に「(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)」を加え、同項中第5号を第6号とし、同号の前に次の1号を加える。

(5) 外国人住民である印鑑登録者が、法第30条の45の表の上欄に掲げる者でなくなったとき(日本の国籍を取得した場合を除く。)

第11条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第13条第1号中「氏名」の次に「(外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)」を加え、同条に次の1号を加える。

(5) 非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(守谷市手数料条例の一部改正)

第2条 守谷市手数料条例(平成11年守谷町条例第23号)の一部を次のように改正する。

別表住民票の部中登録原票記載事項証明手数料の項を削る。

(守谷市公共下水道条例の一部改正)

第3条 守谷市公共下水道条例(昭和55年守谷町条例第10号)の一部を次のように改正する。

第7条の2第3項第2号中「又は外国人登録証明書」を削る。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。  
(守谷市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)
- 2 市長は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第1条の規定による改正前の守谷市印鑑条例第2条第1項第2号の規定に基づき印鑑の登録を受けていた者（以下「外国人印鑑登録者」という。）であって、施行日において第1条の規定による改正後の守谷市印鑑条例第2条第1項の規定に該当しないことにより印鑑の登録を受けることができないこととなるものに係る当該印鑑の登録については、施行日において職権で当該印鑑の登録を抹消するものとする。この場合において、市長は、速やかに、当該印鑑の登録を受けていた者に対して、その旨を通知しなければならない。
- 3 市長は、外国人印鑑登録者であって、施行日において住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成21年法律第77号）附則第4条第1項の規定に基づき住民票が作成されるものについて、当該住民票が作成されたことに伴い印鑑登録原票に登録すべき事項に変更が生じたときは、施行日において職権で当該印鑑登録原票を修正するものとする。

## 提案理由（議案第38号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、住民基本台帳法の一部改正及び外国人登録法の廃止に伴い、関係条例について所要の改正を行うものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。